

特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG 取りまとめ案に対する意見募集の結果(概要)

令和4年9月

特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG

- 意見募集期間：令和4年8月4日（木）～同月25日（木）
- 提出意見件数：26件（電気通信事業者6件、電気通信事業者団体2件、経済団体1件、海外団体2件、消費者団体1件、その他法人2件、個人12件）

<意見提出者>

1. 電気通信事業者（6）
 - ・ 株式会社NTTドコモ
 - ・ ソフトバンク株式会社
 - ・ グーグル合同会社
 - ・ 楽天モバイル株式会社
 - ・ 日本電信電話株式会社
 - ・ KDDI株式会社
2. 電気通信事業者団体（2）
 - ・ 一般社団法人テレコムサービス協会
 - ・ 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
3. 経済団体（1）
 - ・ 一般社団法人新経済連盟
4. 海外団体（2）
 - ・ Asia Internet Coalition (AIC)
 - ・ 在日米国商工会議所
5. 消費者団体（1）
 - ・ 公益社団法人全国消費生活相談員協会
6. その他法人（2）
 - ・ 株式会社ユーザベース
 - ・ 法人1社
7. 個人（12）

総論

意見 1 – 1 本取りまとめ案に賛同する

- 本報告書の内容に、基本的に賛同致しますが、以下の意見を述べさせていただきます。【一般社団法人テレコムサービス協会】
- 対応の方向性につきまして、概ね賛成いたします。利用者が安心して利用でき、また、通信事業者が信頼性の高い通信サービスの提供を確保していくことを期待します。【公益社団法人全国消費生活相談員協会】
- 本取りまとめ(案)においては、このような課題に対し、電気通信事業法に新たに規律を導入することによって、個人だけでなく法人を含む幅広い利用者の権利や利益の保護を通じて、電気通信事業への社会や人々の安心や信頼を確保することを目的としているものと承知しており、当社として、その趣旨に賛同いたします。当社グループとしては、安心してお客様にサービスを選択いただけるよう、法令を遵守するとともに、自らも利用者情報の適正な取り扱いについて、積極的かつ自律的に対応してまいります。【日本電信電話株式会社】 他

考え方

- 賛同のご意見として承ります。

意見 1 – 2 個人情報保護法との関係の明確化が必要

- デジタルサービスを提供する事業者は、利用者の情報の保護について、これまで個人情報保護法(以下「個情法」)や外国の個人情報保護法制に基づく対応を行ってきた中で、伝統的に通信キャリア等の規制を行ってきた業法である電気通信事業法(以下「電通法」)において措置を行ったことにより、同法と個情法をはじめとする個人情報保護法制との関係などが非常に分かりにくいものとなっている。(略)このため、事業者にとって個情法と電通法の二本立ての対応(例:個情法に基づく規程類とは別個の電通法に基づく規程類)が必要とならないことを基本原則とした上で、個別の具体的規制の内容を明確化することが必要である。【一般社団法人 新経済連盟】

考え方

- 改正電気通信事業法は、電気通信事業法の目的の範囲内で、利用者が安心して利用できる電気通信役務の提供を確保する観点から、業法として必要最小限の規律を設けるものです。本取りまとめ案においても、2.7 (3) 等、個人情報の保護に関する法律(以下「個情法」という。)の規律との関係をお示ししているところですが、引き続きガイドライン等において規律の内容の明確化を行うことが適当であると考えます。

各論

意見2-1 電気通信事業を営む者等を広く対象とするべき。基準を設ける場合、その閾値の理由を明確化すべき。

- 本取りまとめ(案)では、規律の適用対象を、「無料の電気通信役務に関しては、利用者数1,000万人以上」「有料の電気通信役務に関しては、利用者数500万人以上」を有する電気通信役務を提供する電気通信事業者に限定しようとされていますが、利用者の目線に立てば、提供事業者の大小は関係なく、広く安心してサービスを利用できる環境が求められていると考えられ、当該規律は幅広く適用されるべきと考えます。【日本電信電話株式会社】 他

考え方

- 本取りまとめ案2.1(3)のとおり、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規制の対象者は、より多くの電気通信事業者とすることが望ましいですが、利用者の利益に及ぼす影響が限定的である電気通信役務のみを提供する電気通信事業者については規制による負担の増加等にも一定の配慮をする必要があることから、対象となる電気通信役務の基準を設けることは適切であると考えます。

- 規制の対象となる電気通信役務の基準について、無料の電気通信役務における利用者数閾値の根拠は「利用者数1,000万人以上の基準は、検討会報告書で基準として例示され、国会でも基準の例示として説明の上で改正法が審議・可決されたことを踏まえたもの。」と記載があるものの、有料の電気通信役務における利用者数閾値の根拠は記載がありません。利用者閾値の設定に恣意性があってはならず、したがってその合理性の根拠が明らかにされる必要があるところ、有料の電気通信役務に関しても、これを本取りまとめに明記して頂きますようお願いいたします。【楽天モバイル株式会社】 他

考え方

- 本取りまとめ案2.1(3)のとおり、極めて大多数の国民が利用している電気通信役務ではその取り扱う特定利用者情報も極めて多くなること、電気通信役務の対価として利用者から料金の支払いを受ける有料の電気通信役務は、情報の取扱いに対して利用者からの期待がより一層高いと考えられること、無料の電気通信役務は1人が同一のサービスで複数のアカウントを利用する場合も少なくないこと等も考慮し、以下の基準を設けることが適当であると考えます。
- 電気通信役務の対価として料金の支払いを受けない無料の電気通信役務に関しては、利用者数1,000万人(※)以上
(※) 本取りまとめ案脚注5のとおり、利用者数1,000万人の基準は電気通信事業ガバナンス検討会報告書で基準として例示され、国会でも基準の例示として説明の上で、改正電気通信事業法が審議・可決されたことを踏まえたもの。
- 電気通信役務の対価として利用者から料金の支払いを受ける有料の電気通信役務に関しては、利用者数500万人以上

意見 2 - 2 基準の策定や見直し等に当たっては透明性を確保すべき

- 特定利用者情報保護の規律は、個人情報保護法で求められる基本的な利用者保護に対する上乗せ規制である。新しい規制を行うためにはその必要性の根拠を明確にし、ユーザー数の算出方法についても透明性ある議論を行うことを在日米国商工会議所 (ACCJ) は求める。また、規制の追加は、効率的に事業を行なおうとする事業者に対して負担を増加し、他の産業やセクターの事業者と比較して競争力を低下させる可能性があるため、透明性をもって行われるさらなる議論なしに閾値を引き下げまたは対象事業を拡大することのないよう要望する。【在日米国商工会議所】

考え方

- 特定利用者情報の適正な取扱いの対象事業者に係る基準を見直す場合には、本取りまとめ案「3. 今後の対応及び検討課題」のとおり、様々なステークホルダーを交え、透明性を確保した形で行うことが必要であると考えます。

意見 2 - 3 利用者数の算定の考え方（具体的な算定例、電気通信役務を1月当たりに1度も利用しない者の扱い等）について明確化等が必要

- 脚注7における利用者数のカウント方法として、例えば無料のサービスに加えて機能拡張等のため追加的に有料のサービスが設けられていて、無料のサービスのみをご利用の利用者数として700万人・無料のサービスに加えて有料のサービスもご利用の利用者数として400万人を有している場合、無料のサービスのみをご利用の利用者数700万人と無料のサービスに加えて有料のサービスもご利用の利用者数400万人を合算して、無料のサービスの利用者数1,100万人としてカウントする、という理解で良いか、本取りまとめにおいて明確にさせていただくことを要望します。【株式会社NTTドコモ】

考え方

- 本取りまとめ案脚注7に関するご理解は、そのとおりであり、その旨を当該脚注でお示ししているものですが、要望を踏まえ、以下のとおり追記いたします。
- 【修正案（下線部追加）】脚注7・・・例えば他人の通信を媒介する電気通信役務について、無料のサービス（例：利用者数700万人）に加えて機能拡張等のため追加的に有料のサービス（例：利用者数400万人）が設けられている場合は、・・・両方のサービスの利用者数を合算する（例：利用者数1,100万人）ことになる。

(続き)

- 「一月あたりの当該電気通信役務の提供を受けた契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者の数」を月間アクティブ利用者数と示しています。これに従うと、アカウントを有するだけの休眠アカウントの利用者も含まれることになってしまうように見えます。他方、脚注10では、アカウントを有することだけではなく、電気通信役務の1月にあたり1度でも利用したことが必要とされています。「月間アクティブ利用者」は、1月当りに電気通信役務を利用したことがない者は含まないことを本文において明記願います。【グーグル合同会社】

考え方

- 本取りまとめ案2.1(3)のとおり、月間アクティブ利用者数は、「一月あたりの当該電気通信役務の提供を受けた契約締結者」又は「一月あたりの当該電気通信役務の提供を受けた利用登録によりアカウントを有する者の数」を指し、利用登録によりアカウントを有する者のうち、一月あたりに一度も電気通信役務を利用しない者は含まれません。本取りまとめ案脚注10においても御指摘のとおり「電気通信役務を1月当りに1度でも利用した利用者数」と明示しておりますが、ご要望を踏まえて、以下のとおり追記いたします。
- 【修正案(下線部追記)】脚注10…電気通信役務を1月当りに1度でも利用した利用者数を算定する(当該電気通信役務を1月当りに1度でも利用しない者は算定の対象外) こととし、…

意見2-4 規律の対象外となる電気通信事業を営む者への推奨について賛同する。

- 特定利用者情報の規律の対象に満たない電気通信事業者にも、ガイドライン等により特定利用者情報の適正な取扱いを促進していくことに賛同致します。【一般社団法人テレコムサービス協会】
- 規律の対象となる事業者について「当該基準の対象外となる電気通信事業を営む者にも、ガイドライン等により特定利用者情報の適正な取扱いを推奨していくことが適当である。」との記載に賛成いたします。国民が安心して電気通信サービスを利用するためには、本来であれば、すべての電気通信事業者を対象とすべきと考えますので、基準の対象外となった事業者においても利用者情報の適正な取扱いを行うようガイドライン等で推奨して頂きたい。【公益社団法人全国消費生活相談員協会】 他

考え方

- 賛同のご意見として承ります。

意見 2 - 5 (検索情報電気通信役務に関し、) 今後のサービス動向に応じた基準の見直しが必要

- 同一会社の別サービスや系列会社の別サービスと結合される可能性も無いわけではないため、実質的な利用者数を検討する必要性が今後出てくるのではないかと考えます。【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】

考え方

- 本取りまとめ案「3. 今後の対応及び検討課題」のとおり、今後の制度の見直し等を不断に行っていくことが必要と考えており、いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

意見 2 - 6 媒介相当電気通信役務に該当するケース (利用者の契約・登録の要否等) の明確化等が必要

- 契約またはアカウント等の登録が不要なものは、規律の対象とならないとあります。アカウントの登録をしてもしなくても利用できるサービスの場合は、規律の対象とならないという理解でよいか確認願います。例えば、オープンチャットにおいて、登録せずとも他者が投稿したチャットを閲覧でき、登録することで投稿が可能となるという場合は、サービスの利用に登録が必須ではないため、規律の対象とならないという理解でよいでしょうか。また、登録せずとも閲覧・投稿が可能であり、登録することで別途の機能が追加される場合はどうか、お考えをご教示願いたい。【グーグル合同会社】

考え方

- 本取りまとめ案脚注16のとおり、契約又はアカウント等の登録が不要な電気通信役務については、規律の対象となりませんが、例えば、ある電気通信役務の利用に当たってアカウント等の登録が必須でなくとも、アカウントを登録して、当該アカウントにログインして利用する者が存在する場合は、当該電気通信役務は規律の対象となり得ます。
- 「登録せずとも閲覧・投稿が可能であり、登録することで別途の機能が追加される場合」については、登録する利用者が、媒介相当電気通信役務の要件である利用者数1,000万人の算定対象となります。

意見 2 - 7 報告制度の運用について賛同する

- 報告を求める内容は、当初の議論から明確なものとなっており、電磁的な方法による報告も可能となっていることから、記載された方針に従って具体的な制度化をお願いしたい。【一般社団法人 新経済連盟】 他

考え方

- 賛同のご意見として承ります。

意見 2 - 8 利用者数の算定方法（算定する電気通信役務の単位等）について明確化が必要

- 同一の区分で複数の電気通信役務を提供している場合、利用者数はそれぞれの電気通信役務ごとに閾値（又は閾値に近い数）に達したかどうかを確認し、それぞれ報告有無を判断すれば良いという理解で良いか、本とりまとめにおいて明確にさせていただくことを要望します。【株式会社NTTドコモ】

考え方

- 同一の報告対象役務の区分で複数のサービスを提供している場合であっても、原則として、本取りまとめ案図2-4に示される報告対象役務の区分により利用者数を報告する必要がありますが、明確化の観点から、以下の記載に修正いたします。
- 【修正案（脚注の位置を移動し、下線部を追記・修正）】脚注20 図2-4に掲げる加入電話から仮想移動電気通信サービスまでの役務については、同一の報告対象役務の区分で複数のサービスを提供している場合であっても、原則として共通の電気通信回線設備等を基盤として特定利用者情報が取り扱われると考えられる。一方、同図に掲げる電子メールサービスからソーシャル・ネットワーキング・サービスまでの役務については、（現行制度上、インターネット関連サービスとして分類される等）多種多様で変化の激しいサービス形態であり、また、同図に掲げるその他の役務について、現時点で想定される主要なサービスは、利用者数の要件を満たすSNS以外の媒介相当電気通信役務であるが、極めて少数しか存在しないと思われることから、同一の報告対象役務の区分で複数のサービスを提供している場合には、実態に応じて、合理的な区分により報告することも許容されると考えられる。

意見2-9 「報告年度経過後1ヶ月以内」ではなく一定の猶予期間を設ける等）報告制度の運用上の配慮が必要。また、総務省において規律の準備状況のモニタリングを実施するべき

- 同一の事業者が複数の電気通信役務を営むケースにおいては、前述のとおりそもそもアクティブ利用者数の把握が過大な負担となってしまうかねないことも鑑みると、一律に「報告年度経過後1ヶ月以内」に報告を要することとするのではなく、規律対象者の事業実態を考慮して一定の猶予期間を設けることをご検討いただくことを要望します。【株式会社NTTドコモ】等

考え方

- 早期に規律対象者を確定させる必要性があることから、報告年度経過後1ヶ月以内の報告を求めることとしています。
- また、本取りまとめ案2.4(3)のとおり、事業者における報告負担を踏まえ、利用者数が閾値（又は閾値に近い数）に達した場合（及び下回った場合）のみに、利用者数の区分のみについて報告を求めることが適当であると考えます。対象となる電気通信役務についての厳密な月間アクティブ利用者数のカウントが困難な場合には、合理的な方法により推計することも問題ないと考えます。なお、電気通信事業報告規則第2条第2項においても、契約等の状況について、報告年度経過後1ヶ月以内の報告を求めています。

- 報告年度の月間アクティブ利用者数の年平均値が900万以上の無料の電気通信役務や、450万以上の有料の電気通信役務を提供しており、近い将来に指定を受ける可能性のある事業者に対しては、報告年度の月間アクティブ利用者数の年平均値が基準値を超えて新たに指定を受けた時点から規律に即した適切な運用を行えるよう、総務省において規律の準備状況のモニタリングを実施すべきであると考えます。【KDDI株式会社】

考え方

- 規律の準備状況のモニタリングについては、情報取扱規程の届出、情報取扱方針の公表、特定利用者情報統括管理者の選任は、改正電気通信事業法第27条の5による総務大臣による指定の日から3ヶ月以内に行うこととされており、電気通信事業者において当該期間において準備を行うことが可能であると考えます。

意見2-10 特定利用者情報と個人情報との関係や、「データベース等を構成する情報」に該当しない情報等の明確化が必要

- 規律対象となる特定利用者情報について、用語の定義、関連する法令との関連性、相違する点等について、より具体的な説明を要望します。(略)法令間での関連性、考え方の違い、間違えやすいと思われるポイントについて、例えば以下のような具体例(個人情報保護法が定義する「個人に関する情報」「個人情報」「個人関連情報」との関連性、違い等)をあげて説明、広く周知いただくことを要望します。【ソフトバンク株式会社】

考え方

- お示しのポイントについては、今後、ガイドライン等を策定する等の分かりやすい情報発信に努めることが適切と考えます。

- 規制の対象となる特定利用者情報は、データベース化されているものに範囲を限定することとされているが、「データベース等を構成する情報」には該当しない情報についての考え方を明確にしていきたい。例えば、利用者に関する情報であっても、ウェブサーバの一般的なアクセスログなどは、データベース化して管理を行っていない場合には、「データベース等を構成する情報」には該当しないこととなるのか等について明確にしていきたい。【一般社団法人 新経済連盟】

考え方

- 「データベース等を構成する情報」に該当しない情報として、アンケートの戻り葉書が氏名、住所などにより分類整理されていない状態である場合等が挙げられます。
- 例えば、ウェブサーバのアクセスログが、特定の利用者情報を容易に検索することができるように構成されている場合には、「データベース等を構成する情報」に該当し得ます。

意見 2 - 11 情報取扱規程の様式を任意とすることに賛同するとともに、複数の内部規程を定めている場合に特定利用者情報に特化した規程を策定する必要があるか、変更届出の対象となる場合等の明確化等が必要

- 情報取扱規程の様式について柔軟性を有することに賛同する。また、グローバル企業の状況に鑑み、他国の法令や国際規格に基づき事業者が既に保有している文書の活用を可能にするアプローチにも賛同する。ACCJは、総務省が引き続き、グローバル規制との調和や国際規格の策定に関する活動に取り組んでいくよう要請する。【在日米国商工会議所】
- 情報取扱規程について、脚注24において、「様式は任意」とされているところ、既に電気通信事業者において個人情報保護法や電気通信事業法の規律を踏まえ、個人情報や通信の秘密等を含む情報の取扱いに関する規程(対象となる事項により複数の規程・細則・マニュアル類に跨って規定している場合は、それらの規程・細則・マニュアル類を含む)を策定済みである場合には、当該規程に必要な範囲で「特定利用者情報」の適正な取扱いに係る社内ルールを追記するという方法による対応も可能であり、必ずしも「特定利用者情報」に特化した情報取扱規程を個別に策定しなければならないというものではないという理解で良いか、本とりまとめにおいて明確にさせていただくことを要望します。【株式会社NTTドコモ】
- 事業者が情報取扱規程を策定する上での参考となるような記載マニュアルについては、事業者の意見を聞きつつぜひ策定いただきたい。情報取扱規程として求められる事項(以下「必須事項」)を記載した社内規程について、必須事項以外の事項についての変更を行った場合には、変更の届出は必要ないことを明確化していただきたい。【一般社団法人 新経済連盟】

考え方

- 本取りまとめ脚注24に記載のとおり、情報取扱規程については、既に通信の秘密に該当する情報等の取扱いについて複数の内部規程等を定めている場合には、必ずしも特定利用者情報に特化した情報取扱規程を個別に策定する必要はなく、必要な記載事項の該当ページを表紙等に記載すれば、記載の順番や項目名等も問わないとすることが適当であると考えます。ご要望を踏まえ、以下のとおり追記いたします。
- 【修正案(下線部追記)】脚注24 情報取扱規程については、既に複数の内部規程等を定めている場合、必ずしも特定利用者情報に特化した情報取扱規程を個別に策定する必要はない。また、電気通信事業者によって...
- 本取りまとめ案「3. 今後の対応及び検討課題」のとおり、電気通信事業者が情報取扱規程を策定する上での参考となるような記載マニュアルを総務省において策定することが望ましいと考えます。社内規程において、情報取扱規程の記載事項以外の変更が行われた場合には、改正電気通信事業法第27条の6第2項に基づく変更届出は不要です。

意見2-12 情報取扱方針の記載事項等の方向性について賛同する

- 対応の方向性に賛成です。(略)特に、列記された下記5項目(略)については、利用者が確認すべきことと考えます。【公益社団法人全国消費生活相談員協会】他

考え方

- 賛同のご意見として承ります。

意見2-13 委託先の外国拠点において特定利用者情報が取り扱われる場合に記載対象となるか等、委託先の所在国の名称等に関する記載事項の明確化等が必要

- 「委託先(再委託先を含む。)の所在国の名称」については、「委託先(再委託先を含む。)」の本社所在地が属する外国の名称を指し、「委託先(再委託先を含む。)」の外国拠点全てを記載する必要はないという理解で良いか、本とりまとめにおいて明確にさせていただくことを要望します。【株式会社NTTドコモ】

考え方

- 「委託先(再委託先を含む。)の所在国の名称」については、委託先(再委託先を含む。)の外国拠点において特定利用者情報が取り扱われる場合には、当該外国の名称を情報取扱方針において記載することが適当と考えます。ご要望を踏まえ、以下のとおり追記いたします。
- 【修正案(下線部追記)】脚注31…解されない。なお、委託先(再委託先を含む。)の所在国の名称として、本店の所在国に限らず、特定利用者情報が取り扱われる国の名称を記載することが適当と考えられる。

意見2-14 サーバーの所在国等については記載事項とするべきではない

- 単に国名開示をすれば利用者保護の目的達成にすぐさま役立つとは言えず、総務省が再考するようACCIJは強く要請する。そして、利用者保護のために透明性を高める方法につき、より広範で多様な視点を得るため、総務省が承知のもとさらに議論をしていただくことを期待する。【在日米国商工会議所】他

考え方

- 本取りまとめ案2.7(2)のとおり、衆議院及び参議院における電気通信事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議では、「特定利用者情報の取扱方針に係る総務省令を定めるに当たっては、利用者情報の保護の重要性を十分に踏まえ、特定利用者情報を保管するサーバーの所在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国を公表することを定めること」とされていることを踏まえ、特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項として、外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合等に、委託先(再委託先を含む。)等の所在国の名称を記載することが適当と考えます。

意見2-15 記載事項である「特定利用者情報の漏えいに係る事案」が総務省への漏えい報告の対象となる事案を指すのか等、明確化が必要

- 特定利用者情報の漏えいに係る事案に関しては(本人に対する通知ではなく)一律に情報取扱方針において公表することが適当とされるのであれば、その公表対象は期間中に発生した「2.10 特定利用者情報の漏えい報告」における総務省への報告対象となる漏えい事案とするなど、一定の基準を設定いただくことを要望します。【株式会社NTTドコモ】

考え方

- 情報取扱方針の特定利用者情報の漏えいに係る事案の内容及び時期については、改正電気通信事業法第28条第1項第2号イ・ロに掲げる漏えいを対象とすることが適当と考えますので、以下のとおり追記いたします。
- 【修正案(下線部追加)】2.7(3)5. … (…に発生したものであって、改正電気通信事業法第28条第1項第2号イ・ロに掲げるものに限る。) …

意見2-16 「特定利用者情報の漏えいに係る事案」は記載事項とするべきではない

- 情報取扱方針に「特定利用者情報の漏えいに係る事案の内容及び時期」の記載を求めることについて(略)情報取扱方針が法律上「次に掲げる事項に関する方針」と定義されている(第27条の8第1項柱書)ことからすると、「方針」とはいえない過去の履歴の記載を求めることは、明らかに省令への委任範囲を超えたものであり、不適当である。【一般社団法人 新経済連盟】 他

考え方

- 情報取扱方針は改正電気通信事業法第27条の8において、「特定利用者情報の取扱いの透明性を確保するため」に策定するものとされており、「特定利用者情報の漏えいに係る事案の内容及び時期」は、利用者にとっては、自らの電気通信役務を選択するに当たって有益な情報であり、上述のとおり、消費者団体からは、本記載事項について、賛同の意見をいただいておりますが、御指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。
- 【修正案(下線部修正)】2.7(3)5. …に係る内容及び時期の公表

意見 2 - 17 取扱状況の評価の自主性に配慮をするべき

- 報告を求められた場合の報告内容については総務省令で定められることとなる最低限評価を実施すべき項目に限定され、かつ報告形式も事業者の任意としていただく等、法令を遵守する限りにおいては事業者が自主的に取扱状況の評価に取り組むことができるよう、ご配慮いただくことを要望します。【株式会社NTTドコモ】 他

考え方

- 電気通信事業法第166条においては、取扱状況の評価の規定に限らず、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者等に対して電気通信事業に関し報告をさせることができるとされておりますが、取扱状況の評価に関しては、電気通信事業者の自主的な取組を尊重する観点から、その評価結果の総務省への恒常的な提出は求められておりません。

意見 2 - 18 取扱状況の評価の内容については、国際的な動向や事業者意見等を踏まえた明確化が必要

- 本取りまとめ案は、他の法律や国際規格等に基づき実施される評価の仕組みを活用することを認めているものの、国毎に異なる評価の仕組みを求めることは、グローバルに事業を行う事業者に大きな負担を課すこととなり、イノベーションおよび国際競争力を妨げることとなるため、各制度の調和をさらに重視するよう、ACCCは総務省に要請する。【在日米国商工会議所】
- 評価の事項・観点については、「社会情勢、技術革新、外国の法的環境の変化、サイバー攻撃のリスクその他の外部環境の変化による影響」、「事故その他の内部環境の変化による影響」が挙げられているが、具体的にこれら変化によるどのような影響が生じた場合に、情報取扱規程や情報取扱方針をどのように変更することが考えられるのか等、事業者が評価を実施する際の参考となるようなマニュアルを、事業者の意見を聞きつつ策定いただきたい。【一般社団法人 新経済連盟】

考え方

- 規律の詳細の検討に当たっては、国際動向を注視して参ります。
- 取扱状況の評価については、電気通信事業者の自主的な取組を尊重するものですが、必要な事項について、今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、ガイドライン等において明確化することが適当と考えます。

意見2-19 要件である「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位」の具体的な内容や他業種における経験等に関し、明確化が必要

- 「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位」とは、実際にはどのレベルを指すのかなどが、今後ガイドライン等で示される必要があると考えます。また、左記でいう「利用者に関する情報」が電気通信事業法上の利用者に関するものであるとすれば、他業種で経験できる場合はどのような場合になるか、あるいは一般的な企業法務でも良いのか明確にされることが必要と考えます。単に一般的な個人情報の安全管理でよければ、そのように省令上も明記されるのが適当と考えます。【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】

考え方

- 「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位」として、本取りまとめ案2.9（1）のとおり、経営レベルで全体的かつ横断的に監督する責任と権限を有する者を指します。
- また、本取りまとめ案2.9（3）のとおり、電気通信事業のみならず、他業種も含めた利用者に関する情報の取扱いに関する安全管理等に関する業務に3年以上従事した経験を有することを要件とすることが適当と考えます。

- 情報取扱いの責任者については、既に各事業者はCISO・CIO・CPOなど様々な役職を設け、選任を行っている。これらに代えて「特定利用者情報統括管理者」という役職名を明示的に求めるのではなく、同等の役割を担う役職が存在しているのであれば、当該役職の人物を電通法上の「特定利用者情報統括管理者」の役割を担うものとして認める運用としていただきたい。【一般社団法人 新経済連盟】

考え方

- 本取りまとめ案2.9（3）のとおり、CIO等を設置している場合には、必要となる職務を追加して対応しても問題なく、当該CIO等を特定利用者情報統括管理者として選任いただくことが適当と考えます。

意見2-20 報告様式について事業者負担への配慮や、報告対象である利用者の数が1,000人を超える場合の利用者数の算定の考え方等について明確化等が必要

- 漏洩時の報告については、個人情報における個人データの漏洩報告との事実上の二度手間になるような運用は避けるべきである。特に、個人情報保護委員会は「漏えい等報告フォーム」を公表しているが、こちらから統合的に一度のフォームの入力で報告が完了できるなどの運用としていただきたい。【一般社団法人 新経済連盟】
- 1事案において、個人情報保護法に基づく報告及び電気通信事業法に基づく報告の両方に該当する場合、報告様式や報告窓口等を一本化していただく等、事業者が迅速に事案報告できるよう、ご配慮いただくことを要望します。報告にあたっての事業者の負担を考慮した運用について、上記判断基準の明確化とともに、個人情報保護法に基づく運用に準ずる等、具体的な運用(報告項目・様式や報告スケジュール等)を早期にお示しいただくことを要望します。【株式会社NTTドコモ】

考え方

- 本取りまとめ案2.10(3)に記載のとおり、特定利用者情報の漏えい報告については、報告に当たっての事業者の負担を考慮しながら運用されることが適当です。今後、総務省において策定する省令やガイドライン等において、具体的な運用について明確化されることが適当であると考えます。

- 利用者の数が1,000人を超える特定利用者情報の漏洩が報告義務の対象となっているが、1人が複数のアカウントを取得している等により、人数が確定できない場合の扱いについて、明確にしていきたい。【一般社団法人 新経済連盟】

考え方

- 電気通信事業には、利用者が個人名ではなくユーザー名等を登録し、複数のアカウントを利用するサービスも多く、アカウントごとに情報が管理されること等を踏まえ、1人が同一のサービスで仮に3つのアカウントを有する場合には、3名の利用者としてカウントすることが必要であり、漏えい報告時においても、同様に算定する必要があると考えます。

意見 2-21 「外国政府による事業者に対する政府の情報収集活動への協力義務を課す制度（特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限る。）」に該当する場合の明確化等が必要

- 「外国政府による事業者に対する政府の情報収集活動への協力義務を課す制度（特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限る。）」として規律対象となる範囲に関する、より具体的な判断基準を明確に示していただくとともに、総務省において個人情報保護委員会における公表内容と同等以上の情報提供等を行っていただく等、報告対象の判断基準を明確にしていただくことを要望します。脚注47において、外国政府の情報収集活動への協力義務制度により外国政府によって取得された場合において通信の秘密の「漏えい」に該当するという点についてはガイドラインにも明記していただくことを要望します。【株式会社NTTドコモ】 他

考え方

- 本取りまとめ案脚注36のとおり、「外国政府による事業者に対する政府の情報収集活動への協力義務を課す制度（特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限る。）」については、総務省において、個人情報保護委員会による公表資料を参考としつつ、外国における特定利用者情報の保護に関する制度に係る調査を行っていくことが望まれます。
 - 本取りまとめ案において示された「漏えい」の考え方を含め、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項について、ガイドライン等において明確化されることが適当と考えます。
- ガバメントアクセスについては、利用者が同意している場合も考えられることから、利用者の同意なく他人に情報を提供する「漏えい」とは異なるものとして整理いただきたい。【一般社団法人 新経済連盟】 他

考え方

- 外国政府により、情報収集活動への協力義務を課す制度に基づき、利用者の有効な同意なく特定利用者情報が取得された場合には、通常、特定利用者情報の漏えいに該当しますが、利用者の有効な同意がある場合には、漏えいに該当しないと考えられ、明確化の観点から以下のとおり追記いたします。
- 【修正案（下線部追加）】脚注47・・・「漏えい」に該当するとされている（「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針（総務省）」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000735982.pdf）・・・これと同様に、外国政府により、情報収集活動への協力義務を課す制度に基づき、利用者の有効な同意なく、特定利用者情報が取得された場合・・・